

大阪府作業療法学会 座長の基準

大阪府作業療法学会の座長は、以下の基準を2つ以上満たす者とする。

1. 日本作業療法士協会および大阪府作業療法士会の正会員
2. 認定作業療法士を持つ者
3. 修士号または博士号の学位取得者
4. 大阪府作業療法士会の理事または監事
5. 筆頭での査読付き論文（国内誌または国際誌）を持つ者
6. 世界作業療法士連盟大会（WFOT）において筆頭での発表経験（口述またはポスター）がある者
7. 日本作業療法学会において筆頭での発表経験（口述またはポスター）がある者
8. 上記6・7 以外の国内外の学会において筆頭での発表経験（口述またはポスター）がある者（発表情報を学会長、学会学術局長ならびに学会学術局査読部長で審査します）
9. その他、学会長、学会学術局長ならびに学会学術局査読部長が適任であると認めた者（推薦者）